



2008-2009年度

クラブアセンブリー

職業分類表

会長 川平 建次郎

幹事 天本 美信

鹿児島西ロータリー・クラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507
ホームページ www.kagoshima-w-rc.jp



ロータリーの綱領 Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロータリーの綱領	
R I 会長の横顔	1
R I 第 2730 地区ガバナーの横顔	5
会長挨拶	9
幹事挨拶	10
理事役員及び委員会構成	13
年間行事予定表	15
クラブ概況報告	17
委員会報告	25
定款と細則の改定について	36
鹿児島西ロータリー・クラブ定款	37
〳 細則	51
〳 慶弔規定	67
〳 奨学金制度要綱	68
職業分類表	69
会員名簿	79

RI会長



2008-2009年度 国際ロータリー会長

李 東 建 氏

PROFILE

韓国、ソウル

2007-08年度 国際ロータリー会長エレクト

2003-07年度 ロータリー財団管理委員

2002-03年度 国際ロータリー財務長

2001-03年度 国際ロータリー理事

2004-05年度 会長主催祝賀会議(地域社会問題)委員長

1995-96年度 地区ガバナー

李東建氏は、ソウルにある製造会社、ブバン株式会社ならびにブバン・テクロン株式会社の会長を務めています。延世大学で政治学と外交学の学位を取得した李氏は、現在、釜山情報大学の理事を務め、過去には、母校の高校と大学の学友会会長を務めたこともあります。また、ソウル銀行の理事を務め、韓国のイタリア領事館において名誉領事を務めた経歴の持ち主です。2005年には、韓国大統領によって国際親善大使に任命されました。

李氏は、1971年にソウル漢江ロータリー・クラブに加わり、これまでにRI理事、財務長、管理委員、地区ガバナー、および国際協議会の研修リーダーを務めてきました。また、ロータリー財団地域コーディネーター、ゾーンならびに地域の会員増強コーディネーターも務めたことがあります。現在は、韓国でポリオ撲滅民間部門推進計画の委員長を務めています。李氏は、財団の功労表彰状を受けています。1996年には、地区ガバナーとして32の新たなクラブを結成し、1800人近くの新会員を入会させ、李氏の地区は、同年度のロータリー世界のリーダーとなりました。第87回国際大会では、会員増強活動におけるその最高の功績を称えられ「カルガリー・チャレンジ」の受賞者として表彰されました。

韓国、ソウルに在住する李氏とヨン・ジャ夫人の間には、4人の成人したお子さんと、4人のお孫さんがいます。

2008-2009年度
RIテーマ

夢をかたちに



RI会長からのメッセージ

国際ロータリーの会長として指名を受けたときのあの瞬間は、私の人生において最も喜ばしく輝かしいものでした。歴代のRI会長をはじめ、ロータリーの役員にはじめて選ばれた方なら、誰も私と同じような体験をされたのではないかと思います。その体験とは、大きな喜びと栄誉、そして期待を伴うものです。また、わが人生が永久に塗り替えられるであろうと予測されるものでもあります。長期的に考えますと、会長としての経験によって、私は自分自身が深く変わることを承知しております。短期的な視点から考えれば、私がこれから会長として直面する責務は、これまでの私の経験と想像を超越するものであることを理解しております。

これは、新しく地区ガバナーとなられる皆さんにとっても同じです。ロータリアンとして、私たち一人ひとりにできることは数多くあります。ロータリー歴の長い私たちは、ロータリーの力をよく理解しています。一人の力が及ぶ範囲は、ささやかな形で細々とした変化をもたらし、せいぜい数人、あるいは数十人の人々を助けることです。しかし、結束すれば、私たちの力は強まります。力を合わせれば、地球規模で長期的な変化をもたらすことが可能になります。私たちが一体となると、成し得ないことなど何也不会ありません。

しかし、ロータリーを通じて私たちにもたらされる力の意味を真摯に受け止めるなら、このような無限の可能性にはそれに匹敵する責務が伴うことも理解しなくてはなりません。毎年、各クラブにおいて、私たち会員は持てる時間と技能と資金をどのように生かすのが最善であるかを決めます。この決断は、必ずしも簡単明瞭なものではありません。是非を問うような単純な問題ではないからです。これは、助けを最も必要としているのは誰か、私たちが最大の力を発揮できる対象となるのは誰かといった複雑な問いに基づく決断です。私たちはリソースを効果的に使い、奉仕の及ぶ範囲を最大限に広げたいと考えます。心に訴えかけるようなニーズは、私たちの関心を引きますが、その中でも、私たちは常にバランスを念頭に置き、ロータリーの投資に対して最大の恩恵が期待できるプロジェクトを探します。賢明な判断の下に、ニーズを調査し、よく理解した上で、リソースを慎重に用いるなら、私たちは最大の力を発揮し、最大の善を成すことができるでしょう。

最大の善を成し、ほかのロータリアンにも同じことを実現してもらうよう意欲を喚起すること、これがロータリーのリーダーとしての責務です。究極のところ、奉仕プロジェクトを成功させる責務は、個々のクラブにあるのです。地区ガバナーやシニア・リーダーの仕事は、クラブが賢明な形で奉仕活動に集中できるよう、導き、やる気を起こさせ、励ますことです。そして会長エレクトとしての私の責務は、就任年度にやるべき仕事を

定義するため、年度のテーマと奉仕の強調事項を選ぶことです。

個々のクラブが実施するプロジェクトを決めるのと同様に、会長エレクトが強調事項を決める仕事も大変重要な決断を迫られるものです。私はこれに何か月も費やしました。過去の会長の強調事項を慎重に検討し、このような強調事項から派生したプロジェクトのうちのいくつかに焦点を当ててみました。水、識字率向上、保健と飢餓救済、これらは、ここ数年にわたって永らえてきたロータリー奉仕の分野です。その理由は、これらの分野が、地元のロータリー・クラブが個々に、あるいはほかのクラブと協同でプロジェクトを行うのに最適なものであるからです。また、これらの分野に関して、私たちにはこれまで蓄積してきた豊富な経験と専門知識があります。従って、ロータリーが投資するに賢明な分野であると言えます。つまりは、既にあるリソースを最大限に生かすことのできる分野なのです。これらの強調事項は継続していくべきでものであると私は頭の中で知りながら、一方で、私の心はほかの方向に引き付けられていきました。それは、強調事項の候補を検討しているときに、ある数字に遭遇したのがきっかけでした。それは3万という数字です。毎日、避けられるはずの原因で命を落とす5歳未満の子供の数でした。最初、私は、そんな馬鹿な、一桁か二桁、間違っただけなのに違いないと思いました。もしかしたら、一日ではなく、一カ月か一年の間違いかもかもしれないとも考えました。この21世紀にあって、貴い子供の命が毎日3万も無駄にされているなどということは、到底信じられないことでした。しかし、その数字が間違いではないと知ったとき、なぜこのような事実が存在するのかと自問せざるを得なかったのです。

その答えは数字よりもっと残酷なものでした。子供たちは、医薬品やワクチンや蚊帳などの基本的な物資がないために、肺炎やはしか、マラリアという治療可能な病気で死んでいくというのです。あるいは、一袋10セントで購入できる経口保水塩がないばかりに、下痢性の疾患で死んでいくというのです。飲むにも、体を洗うにも、汚水しかないために、毎日、何千人もの子供たちが、死んでいくというのです。治療可能なはずの病気も、不衛生な環境と栄養失調とが相まっては、子供たちの命を奪う不治の病となります。教育を受けられないがために極貧の連鎖を断ち切ることでできない家族のもとに生まれただけに、生きながらえない子供たちもいます。これらの子供たちは、水、保健と飢餓救済、識字率向上の分野のニーズが満たされていないがゆえに、命を失っています。

これが理解でき、この愕然たる数字の裏にある問題の根源を理解できたとき、私にはやるべきことが見えてきました。2008-09年度、ロータリーは、過去何年間にも及んで継続されてきた奉仕の強調事項を引き継ぎます。その強調事項とは、私たちが着実に知識と経験を積み重ねてきた、水、保健と飢餓救済、識字率向上です。しかし、皆さんの就任年度に私がお願いするのは、これらの各分野において子供たちに光を当て、世界の子供の凄まじい死亡率を低下させる活動に力を注いでいただくことです。2008-09年度、どうか世界中の子供たちの「夢をかたちに」していただけるようお願いいたします。これが私のテーマであり、皆さんへの挑戦です。

将来への希望とチャンスをお子たちに与えることによって、彼らの「夢をかたちに」していくのです。私たちは、地域社会にきれいな水を供給することで、「夢をかたちに」することができます。安全な飲み水を提供するだけにとどまらず、お子たちの保健に取り組む衛生プロジェクトを実施するのです。公衆トイレの設置も飲み水の供給と同様に誇れる奉仕です。なぜなら、衛生設備の改善によって、水の汚染を防ぎ、水に関連する死亡率を低下させることが可能になるからです。

環境を整え、保健医療のサービスを受けられるようにすれば、お子たちは健康を得るチャンスを手にできます。これも夢をかたちにするに等しいのです。蚊帳、経口保水塩、ビタミン、ワクチンといった実に基本的な物資が、お子たちの健康を守る上で、どれだけ大きな役割を果たせるか計り知れません。それに、専門の助産士、簡易診療所、学校給食、看護師の訪問検診を加えることができれば、どれほどの改善につながるでしょう。このように誠に簡単な援助で、お子たちの命が救われるのです。

2008-09年度、一人でも多くのお子供が学校へ通えるよう助けることによって、私たちは彼らの「夢をかたちに」します。命をも奪うほどの赤貧の連鎖を断ち切る方法は、教育をおいてほかにはありません。

子供の死亡率が開発途上国において最も高いのは事実ですが、どのロータリー地区のどのクラブも、子供の命を救うことができます。シートベルトや煙探知機がないばかりに、毎日、世界のどこかで子供が死亡しています。安全な遊び場がないために、死亡する子供もいます。医療サービスを受けられないほどの貧しさゆえに、死ぬ子供もいます。誰も助けられないから死ぬのではなく、誰も助けられないから死ぬというケースのなんと多いことでしょうか。しかし、ロータリアンである皆さんと私にとって、助けることは得意分野です。されば、地元をはじめ遠く離れた地域社会も含めて、このようなニーズに目を見開くことは、私たちの使命です。私たちの仕事は、必要な助けを提供するために、クラブ同士が協力し合うことです。私たちの仕事は、「夢をかたちに」することです。私たちは、安全で幸せな子供時代、健康が損なわれることなく続く子供時代、その頃の彼らの「夢をかたちに」してやるのです。なぜなら、世界の子供はわれらの子供だからです。私たちの仕事は簡単なものです。心と知恵と魂とを注ぎ、命を救うことです。



2008-2009年度第2730地区ガバナー

安満 良明 (あま よしあき)

生年月日 1947年4月2日

ロータリー歴

所属クラブ	加治木ロータリークラブ
職業分類	仏教
入会日	1975年11月
1996年～1997年	加治木ロータリークラブ会長
2000年～2001年	ガバナー
その他	ポール・ハリス・フェロー ベネファクター 米山功労者

職歴

1980年～ 浄土真宗 性応寺 第21世住職

ガバナー就任挨拶

国際ロータリー第2730地区

2008-2009年度

ガバナー 安満良明

2008～2009年度地区ガバナーの重責を拝命いたしました安満良明です。2回目の拝命となりますが、8年も経過しており、様々なことが変化しておりますので、どれだけ地区のお役に立てるか不安でもあります。皆様のご協力をいただいて一年間努力してまいりたいと存じます。

8年前に地区リーダーシッププランが始まった時、公式訪問の後のクラブ協議会には私も同席しておりました。しかし、今は公式訪問の前にガバナー補佐がクラブ協議会をすまして、公式訪問ではクラブフォーラムとして会員全員と意見交換をしております。それぞれのクラブが問題点を見出しテーマを決めて、活発に意見交換したいと思います。

RI会長の李東建(リ・ドンコン)氏は「夢をかたちに」とRIテーマを掲示し、世界中の子供たちが夢をもちその夢をかたちにできるように支援していこうと言われました。世界には飢えや疫病で夢を見ることさえできずに死んでいく子供たちがたくさんいます。また、私たちの身近でも子供たちは、いじめ、不登校、登下校の安全などで苦しんで助けを求めています。一方では、職業奉仕を忘れた企業が社会的制裁を受けて消えていきます。今まさにロータリアンが奉仕の理想の夢をかたちにするときです。地区委員会とガバナー補佐とガバナーは皆様の夢の実現を応援いたします。

RI第2730地区 2008-2009年度 運営方針

国際ロータリー第2730地区
2008-2009年度

ガバナー 安満良明

【基本方針】

李東建RI会長は、「夢をかたちに」とRIテーマを発表され、世界には毎日3万人の5歳以下の子供たちが、避けられずは原因で命を落としている。その子供たちは夢を見ることもできなかった。その子供たちを救えるのは、RIの今までの強調事項である、水、識字率向上、保健と飢餓救済の奉仕プロジェクトが最適である。ロータリーがこの奉仕を推進することで、世界中の子供たちが「夢をかたちに」していくことができるのです。と言われました。このプロジェクトは開発途上国の問題だけではありません。今、日本でも地域でも、子供たちには学校の登下校の安全の問題、食の安全、不登校いじめなど、たくさんの問題を抱えています。これらの問題のために夢を奪われた子供たちは、私たちの周りにはいないでしょうか。私たちは地区または地域でそれらの問題に目を向けて、手を差しのべていきましょう。そして、われわれロータリアンの奉仕の理想の夢をかたちにしましょう。そして、クラブ会長の仕事は、クラブが懸命な形で奉仕活動に集中できるように導き、やる気を起こさせ励ますことです。

【強調事項】

1. クラブの活性化

2007年の規定審議会で採択されたクラブの定款を基に、クラブの細則を作りましょう。委員会構成の書き換えだけでなく、クラブの現状と未来をしっかりと話し合い、四大奉仕を踏まえて、夢のある細則にしましょう。また、奉仕活動の広報は、ロータリーのイメージの拡大により会員の誇りを高め、増強にもつながります。

2. クラブ奉仕

会員の増強は永遠のテーマです、純増1名以上を目標にしましょう。それと共に、入会3年未満の新会員の会員維持に気をつけましょう。情報委員会は、新会員に情報伝達のための担当委員をつけてください。また、ロータリークラブの基本は例会です。楽しく有意義な例会を開催しましょう。

3. 職業奉仕

ロータリーの金看板といわれ、国際協議会でも久しぶりにテーマにあがりました。互いの職業を尊重し、責任と誇りを持ち、よって奉仕しましょう。生徒や学生は生の声を待っています。例会で互いに学び、出て奉仕しましょう。

4. 社会奉仕

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することである。(決議92-286)とあります。すなわち、ロータリアンの全ての言行が社会奉仕そのもので、超我の奉仕を実証する機会です。地域はもちろん、世界にも目を向けてください。特に青少年に目を向けてください。インターアクト、ローターアクト、ライラはもちろんのことです。

5. 国際奉仕

社会奉仕の延長が国際奉仕です。世界120以上の国と地域に広がる国際ロータリーの看板です。様々なプログラムがあり、クラブまたは地区レベルで参加してください。姉妹クラブなどを通じてクラブで計画することもできます。

6. ロータリー財団

国際奉仕を支えるのがこの財団です。寄付の方法、使途の方法を良く理解してください。一人年100ドルとゲイツ財団1億ドル寄付とロータリー財団同額ポリオの寄付が一人3,000円を3年間で目標です。

7. 米山記念奨学会

日本のロータリーの創始者、米山梅吉さんを記念して東京クラブから始まり、全国へ広がりました。日本の大学で学ぶ留学生への奨学金です。普通寄付、特別寄付合わせて、一人10,000円以上が目標です。

8. 大会への参加奨励

11月15日・16日の地区大会並びに2009年イギリス バーミンガム国際大会に参加を奨励いたします。

会 長 挨 拶

川 平 建 次 郎

夢をかたちに

新しいロータリー年度が始まりました。この1年間、李東建国際ロータリー会長(韓国・ソウル出身)は、テーマを『夢をかたちに』と決定されました。その意味するものとして、地球規模のボランティアたちのネットワークである世界中のロータリー・クラブ(3万2千7百クラブ)、ロータリアン(121万人)に対し、次のように呼びかけておられます。

「ロータリーの奉仕の最たる特質は、一貫して、やるべきことは成し遂げる」というロータリアンの固い志に表れています。私たちロータリアンは日々、何千、何万という地域社会の中で、周囲を見回し、どこで、どのような形で人々を助けるのがベストかに思いをめぐらせています。世界中のロータリアンの皆さん! 2008~2009年度には、地域社会のもっとも大切な資源である『子供たち』に光を当ててください。健康を享受する機会、食糧と水、保健と就学、充実して人生を送り、寿命を全うすること…これは、(今現在)多くの子供たちにとって見果てぬ夢に過ぎません。このような子供たちとその家族のために、どうか『夢をかたちに』してくださるようお願いいたします。」と。

また、国際ロータリー第2730地区(鹿児島38クラブ・宮崎26クラブ・合計64クラブ・2,500人)の、安満良明地区ガバナー(鹿児島西ロータリー・クラブの推奨によって創立された加治木ロータリー・クラブ所属)は、「足元に目を向けよう。子供の安全、食の安全について考え、行動しよう」と呼びかけておられます。

私は、第46代目の鹿児島西ロータリー・クラブ会長をお引き受けしましたが、会員の質は高く、普段は会社の社長とか職業上の達人から成る集団ですが、クラブの活動に関しては平等に励んでくださいますので安心です。以前より鹿児島西ロータリー・クラブは『クラブ奉仕』、『職業奉仕』、『社会奉仕』、『国際奉仕』の四大奉仕をテーマとして、各種奉仕活動に臨んできました。『社会奉仕』の一環として『青少年育成のための奉仕活動』も主たるテーマです。また、年度内に姉妹クラブ・鶴岡ロータリー・クラブが創立50周年を迎えます。当クラブからも祝賀訪問を企画する予定です。今年度もクラブの会員間の親睦と全員で取り組む奉仕活動を目指したいと願っています。なお、新しく入会されるためには、会員による推薦が必要ですが、志ある方々の新規入会を歓迎するところです。

幹 事 挨 拶

天 本 美 信

浅学非才の身ではございますが、四つのテストを胸に、川平年度の幹事を務める所存でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年度は特に、西クラブの活動を見直し、課題を探し検討していこうとの川平会長のお考えに添い、各委員会での取り組みや連携等が円滑に運びますよう努めたいと思っております。

また、鶴岡ロータリークラブの50周年の年度(2009年4月18日)にも当たっております。先輩がたのおかげでこれまですばらしい関係を築いてきた姉妹クラブをお祝いすべく、鶴岡訪問の計画が順調に運び、成功するように努めたいとおもっております。

先輩諸兄のご指導と皆様のご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げます。

2008-2009年度 クラブ運営基本方針

会長 川 平 建次郎

幹事 天 本 美 信

RIの動向と対応：

- (1) RI会長・李東建氏は、韓国ソウル市の出身で、地区ガバナー時代に32クラブの拡大と、約1800人の会員増強を達成された地区ガバナー(1995～96年)である。最近の会員数の減退を憂い、増強に力点を置くガバナーであろうと推察される。
- (2) もっとも、会員数の減少は、世界の動向ではなく、日本の会員数の減少が主たるものであり、2730地区も他聞にもれず減少している。8年前の安満ガバナー年度には地区の会員数が2800名であったものが、今日、2500名を割るに至っている。理由は色々あるが、国際ロータリーにおいても、基本に戻って四大奉仕を主体とするロータリー活動の重要性が再確認されたので、我がクラブにおいても会員増強には精を出すことにしたい。
- (3) ロータリー財団から示された「会員一人あたり3年間3000円ずつのポリオ関係寄付」の徴収は、上意下達で問題を含むとともに、会員(医師)から「今やエイズ撲滅こそ急務である」という意見もあるが、安満良明地区ガバナーからの協力要請もあり、クラブ理事会はこの件に関する協力を承認した。

地区の動向と対応：

- (1) 会員数38名の加治木ロータリー・クラブから選出された安満良明地区ガバナーのご指導を仰ぐ年度である。私は8年前、山元正明会長のもと、クラブ幹事としてご指導を賜った。いずれにしろ、加治木ロータリー・クラブと我がクラブは関連クラブであり、クラブを挙げて協力するつもりである。
- (2) 当面、協力体制の一環として我がクラブから、地区委員会にカウンセラー1名、委員長3名と委員3名を出向させている。

クラブ運営基本方針：

- (1) 四大奉仕部門を強力な基盤とした各種委員会の活動と各担当委員会を統括するクラブ理事会が円滑に運営できるように、RI日本事務局・大木光男様の指導のもと、クラブ細則の見直しをした。
- (2) 各委員会の価値あるクラブ活動に多くの会員が関与できるように、理事会を挙げて心がけたい。
- (3) 田村ガバナー年度に提示されたように、「出席規定が免除された会員の例会出席が例会出席率の向上に寄与する算定法」に変わったので、すべての会員に例会等の出席を奨励したい。
- (4) 理事会は「クラブ理事会承認によるメイクアップの対象」を決定した。クラブの各種活動への参加を促すに資するものとする。
- (5) 姉妹クラブである「鶴岡ロータリー・クラブ」の創立50周年の年度である。挙って祝福の場を作りたい。
- (6) クラブ幹事の骨折りとおよび会員の好意と友情によって、豪華キャストによる委員会構成ができた。クラブが一体となって、目標を達成できるよう期待している。
- (7) クラブIT委員会を中軸としてクラブの「過去の貴重な資料」を纏める作業を始めることから、来るべきクラブ創立50周年に向かって起動したい。
- (8) 歴史と伝統に輝く鹿児島西ロータリー・クラブであり続けられるように、会員一同で盛り上げてもらえるよう理事会は努力を惜しまない。

『学習会』 日程表 (2008・7～2009・6)

☆委員構成 委員長 海江田 卓 副委員長 古木 圭介

高井 敏治 福田 正臣

☆場 所 ホテル・レクストン鹿児島 ☆開始時間 午後6時30分

予 定 日	テ ー マ	司会・進行係	リ ー ダ ー
7/ 7(月) 356回	RIテーマを中心に	情報委員会(海江田)	川平会長 天本幹事
8/ 4(月) 357回	会員増強拡大	情報委員会(古木)	会員増強・職業分類 会員選考
9/ 1(月) 358回	新世代	情報委員会(福田)	新世代、ローターアクト、 インターアクト
10/ 6(月) 359回	職業奉仕 ボランティア	情報委員会(海江田)	職業奉仕 ボランティア
11/10(月) 360回	米山 ロータリー財団	情報委員会(高井)	米山 ロータリー財団
12/ 1(月) 361回	上期を振り返って	情報委員会(古木)	川平会長 天本幹事
1/ 5(月) 362回	ロータリー理解推進	情報委員会(高井)	広報
2/ 2(月) 363回	世界理解・国際奉仕	情報委員会(福田)	国際奉仕
3/ 2(月) 364回	社会奉仕	情報委員会(古木)	社会奉仕
4/ 6(月) 365回	ロータリー雑誌	情報委員会(海江田)	会報雑誌 プログラム
5/11(月) 366回	出席と親睦	情報委員会(福田)	出席、SAA 親睦、ロータリー家族
6/ 1(月) 367回	一年を振り返って	情報委員会(海江田)	川平会長 天本幹事

☆ 入会3年未満の方は万難を排してぜひご出席ください。

☆ ロータリーをもっと勉強したい方

☆ ロータリーでの親睦をより深めたい方

} どしどしご出席ください!!

鹿児島西ロータリー・クラブ理事・役員・委員会構成

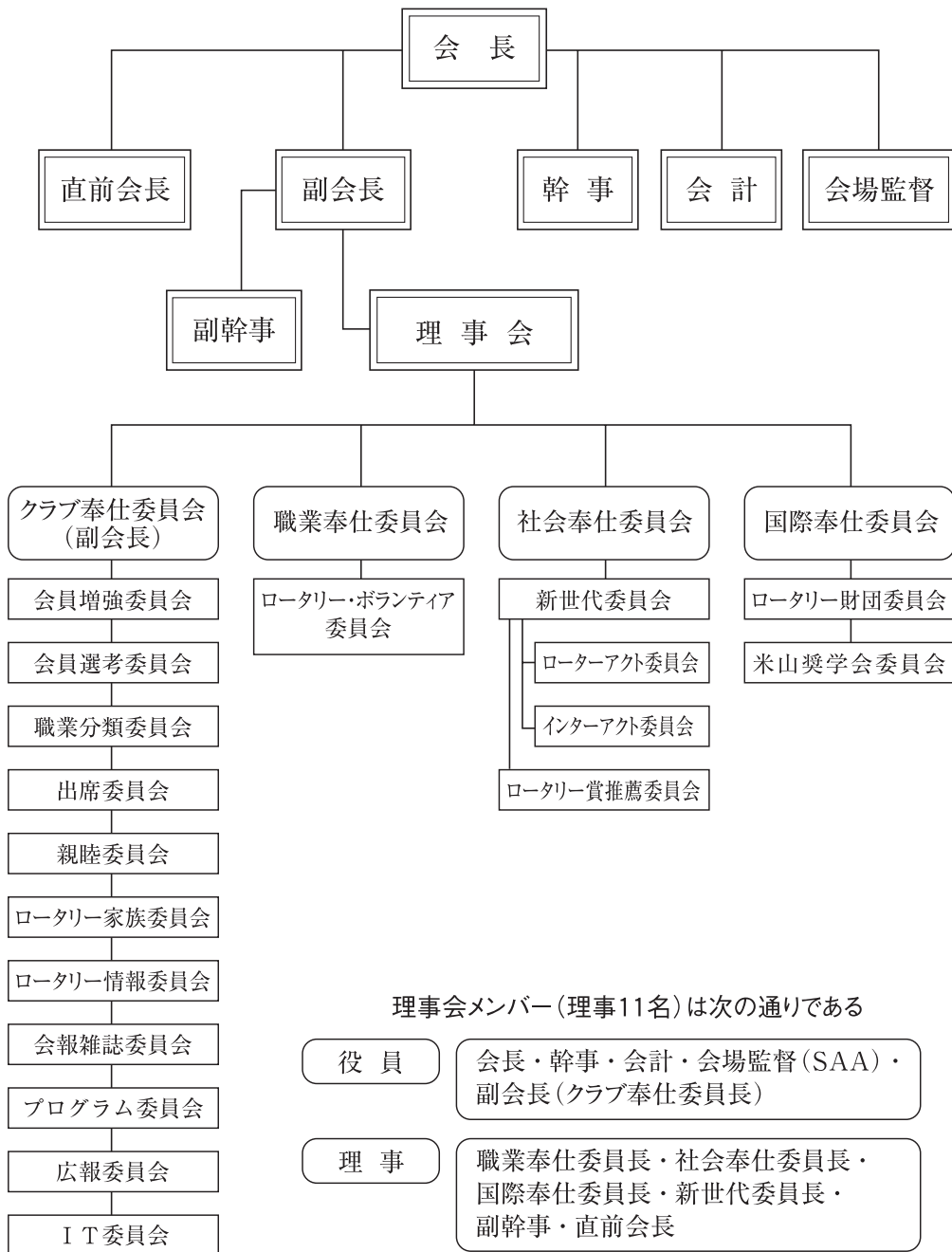
2008/7～2009/6

(役員・理事) 会 長	川平建次郎	(役員・理事) 副 会 長	野添 良隆
(役員・理事) 幹 事	天本 美信	(選出・理事) 副 幹 事	原 正親
(選出・理事) 職業奉仕委員長	中園 雅治	(理 事) 直前会長	古木 圭介
(選出・理事) 社会奉仕委員長	深尾 兼好	(役員・理事) 会場監督(SAA)	山元 将孝
(選出・理事) 新世代委員長	脇村 太夫		副SAA 須田 正己
(選出・理事) 国際奉仕委員長	玉利 賢介		副SAA 蓑田 満康
(役員・理事) 会 計	須田 正己		

委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員			
ク ラ ブ 奉 仕	野添 良隆		中村英幸 高山義則 濱田悦郎 佐伯壽郎 山田晴彬 森 俊英 海江田卓 小林 勉 上村國博 大山康成 桐明桂一郎			
会 員 増 強	中村 英幸	田中 藤雄	玉川哲生 森永茂樹			
会 員 選 考	高山 義則	岩元 基				
職 業 分 類	濱田 悦郎	松田 忠臣	榎田浩典 田畑 勇			
出 席	佐伯 壽郎	宮原 優	田中寛吉			
親 睦	山田 晴彬	町田 猛	村田和雄 竹下 洋 江口清隆 小田代憲一 池田勝一郎 櫻美義明 迫田英介 加藤伸一 鮫島雄司 松本吉弘 笠原弘之 小正芳史 海江田嗣人			
ロータリー家族	森 俊英	日高 好久	有馬戦男 濱崎一郎 久保眞介 小林陸生			
ロータリー情報	海江田 卓	古木 圭介	高井敏治 福田正臣			
プログラム	小林 勉	大野 達郎	前田樹一郎 坂口辰郎			
会 報・雑 誌	上村 國博	坂木 貞剛	染川周郎 諏訪園 隆			
広 報	大山 康成	長柄 英男	池口恵観 前田義博			
I T	桐明桂一郎	川畑 宏二	江夏 洋 床次 恵			
職 業 奉 仕	中園 雅治	藤安 秀一	岩男秀彦 山元正明			
ボランティア	岩切 豊	鮫島 信一	田中藤雄 岩元 基 松田忠臣 宮原 優 町田 猛 日高好久 古木圭介 大野達郎 坂木貞剛 長柄英男 川畑宏二 藤安秀一 七枝敏洋 竹下 威 山下皓三 山之氏秀行 南 徹 岩田泰一 深尾兼好			
社 会 奉 仕	深尾 兼好	七枝 敏洋	徳留忠敬 庵木英雄			
新 世 代	脇村 太夫	竹下 威	銚之原大助 大福厚範			
ローターアクト	鮎川 吉弘	山下 皓三	内村二郎			
インターアクト	末吉 政宏	山之氏秀行	福元紳一 有村仁志			
ロータリー賞推薦	野添 良隆	深尾 兼好	中園雅治 脇村太夫 玉利賢介			
国 際 奉 仕	玉利 賢介	南 徹	藤川 毅			
ロータリー財団	水流 洋	岩田 泰一	太原春雄			
米 山 奨 学 会	原 正親		水渕清治			

RI第2730地区 パスト・ガバナー (2002～2003年度ガバナー)	海江田 卓
RI第2730地区 諮問委員会 委員	海江田 卓
RI第2730地区 職業奉仕部門 カウンセラー	海江田 卓
RI第2730地区 広報・雑誌・IT委員会 委員長	深尾 兼好
RI第2730地区 ロータリー情報委員会 委員長	川平建次郎
RI第2730地区 会員増強委員会 委員長	藤安 秀一
RI第2730地区 ロータリー財団 GSE小委員会 委員	南 徹
RI第2730地区 国際奉仕・WCS委員会 委員	川畑 宏二
RI第2730地区 広報・雑誌・IT委員会 委員	天本 美信

鹿児島西ロータリー・クラブ 理事会・役員・理事・委員会 構成表



鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(上期)2008.7.1~2008.12.31

特別月間	月	日	例 会	理 事 会	梅 吉 ラ ン ド ル チ ●	学習会・委員長会、 RAC・プロバス例会	そ の 他
7	7	2	クラブ協議会①(活動方針①)				13日 地区財団セミナー (加治木) 13日 RAC地区連絡協議会 7日 ゾーン増強委員会 (東京・藤安)
		9	クラブ協議会②(活動方針②)	○	○	学習会 7日	
	月	16	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング			RAC例会 3、17日	
		23	クラブフォーラム①(出席、SAA、親睦)		●	プロバスクラブ例会 10日	
		30	卓話(海江田P.G)				
8	月	6	クラブ協議会③(決算・予算)	○	○	学習会 4日	2~3日 RAC年次大会(串間) 7日 市内RC会長・幹事会 (東RC) 27日 ガバナー公式訪問
		13	休会①(法定休日外・理事会決定の休会)			RAC例会 7、21日	
		20	クラブフォーラム②(会員増強)			プロバスクラブ 例会 14日	
		27	ガバナー公式訪問		●		
9	月	3	PBC・RAC・IAC・RC合同例会			学習会 1日	9日 新世代のためのR会議 21日 地区米山セミナー (都城) 21日 四世代フォーラム
		10	クラブフォーラム③(RA、IA)	○	○	RAC例会 7、18日	
		17	観月会(例会の場所の変更)			プロバスクラブ例会 11日	
		24	卓話		●	RAC分区合同例会 7日	
10	月	1	卓話(PANさん)			学習会 6日	2日 市内RC会長・幹事会 8日 IAC(鶴丸高校) 創立記念日
		8	クラブフォーラム④(職業奉仕)	○	○	RAC例会 2、18~19日	
		15	職場訪問(例会の場所の変更)			プロバスクラブ例会 9日	
		22	卓話			RAC地区連絡協議会 18日	
		29	休会②(法定休日外・理事会決定の休会)			RAC年次大会 18~19日	
11	月	5	卓話			学習会 10日	14日 地区大会記念 ゴルフ大会(溝辺CC) 15~16日 地区大会(加治木)
		12	クラブフォーラム⑤(財団・米山)	○	○	RAC例会 6、20日	
		19	クラブ協議会④(地区大会報告)			プロバスクラブ例会 13日	
		26	卓話		●	RAC韓国訪問 22~24日	
12	月	3	卓話			学習会 1日	11日 市内RC会長・幹事会 17日 クリスマス家族会
		10	年次総会	○	○	RAC例会 4、18日	
		17	クリスマス家族会(例会の場所の変更)			プロバスクラブ例会 11日	
		24	上期を終わって(所感・講評)		●		

鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(下期)2009.1.1～2009.6.30

特別月間	月	日	例 会	理 事 会	梅 吉 ラ ン ド ル ●	学習会・委員長会、 RAC・プロバス例会	そ の 他
ロータリー理解推進月間	1月	8	新春合同例会(例会の日と場所の変更)			学習会 5日	8日 市内10RC新春合同 例会(東RC)
		14	クラブ協議会⑤(下期計画)	○	○	RAC例会 3、17日	
		21	卓話			プロバスクラブ例会 23日	
		28	卓話			RAC地区連絡協議会 18日	
世界理解月間	2月	4	卓話	○	○	学習会 2日	5日 市内RC会長・幹事会 21日 I・M(城西RC)みなみホール 23日 ロータリー創立記念日
		11	休会(法定休日)			RAC例会 5、19日	
		18	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング			プロバスクラブ例会 12日 RAC韓国より来訪 7～8日 RAC全国研修会 21～22日 (佐賀・長崎)	
		25	卓話		●		
識字率向上月間	3月	4	クラブフォーラム⑥(社会奉仕)			学習会 2日	7～8日 PETS(宮崎市) 17日 3クラブ合同例会(城西RC) 23日 鹿西RC創立記念日 RYLA(中央RC) 新世代のための R会議(鹿児島RC)
		11	クラブ協議会⑥(PETS報告)	○	○	RAC例会 5、19日	
		17	3クラブ合同例会(例会の日と場所の変更)			プロバスクラブ例会 12日	
		25	ロータリー賞贈呈式		●	世界ローターアクト週間	
ロータリー雑誌月間	4月	1	卓話			学習会 6日	9日 市内RC会長・幹事会 ゆうかり学園訪問 18日 鶴岡RC創立50周年 記念式典
		8	クラブフォーラム⑦(広報・雑誌・IT)	○	○	RAC例会 2、16日	
		15	卓話			プロバスクラブ例会 9日	
		22	卓話			RAC地区連絡協議会 12日	
		29	休会(法定休日)				
5月	5月	6	休会(法定休日)			学習会 11日	渚の集い 17日 地区協議会(宮崎市) 次期委員長会議
		13	卓話	○	○	RAC例会 7、21日	
		20	クラブ協議会⑦(地区協議会報告)			プロバスクラブ例会 14日	
		27	卓話		●	RAC幹部研修会 9～10日	
ロータリー親睦活動月間	6月	3	クラブ協議会⑧(新委員会話し合い)			学習会 1日	4日 市内RC会長・幹事会
		10	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング			RAC例会 4、18日	
		17	クラブ協議会⑨(委員会活動報告)	○	○	プロバスクラブ例会 11日 IAC(鹿児島高校) 創立記念日 17日	
		24	年度末にあたって(所感・講評)			鹿児島西RAC 創立記念日 24日	

クラブ概況報告

(平成20年7月1日現在)

1. 創 立 年 月 日 1963年 (S38年) 3月23日
2. 承 認 年 月 日 1963年 (S38年) 6月27日 (九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年 (S38年) 11月20日
4. 当 時 の R ・ I 会 長 ニッチシ・P・ラハリー (インド)
5. 当 時 の ガ バ ナ ー 進藤誠一 (第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名
8. アデイショナルクラブ名と
創 立 年 月 日
 1. 加 治 木RC 1967年 (S42年) 6月24日
 2. 加 世 田RC 1972年 (S47年) 10月18日
 3. 枕 崎RC 1972年 (S47年) 12月14日
 4. 鹿児島城西RC 1986年 (S61年) 9月16日
9. 地区外ロータリークラブ
との姉妹兄弟関係
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
= 1965年 (S40年) 5月9日締結
会員相互親善訪問, 週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタロー
ザ・サンライズRC
= 1989年 (平成元年) 4月28日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年 (S39年) 10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年 (S46年) 6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ 名称: 鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年 (S51年) 6月24日発会
12. 提 唱 プ ロ バ ス ク ラ ブ 名称: 鹿児島西プロバスクラブ
1998年 (H10年) 1月23日発会
13. 区 域 鹿児島市, 垂水市とする。

14. 事 務 所	鹿兒島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)
15. 例 会 日	毎週水曜日12時30分～13時30分
16. 例 会 場	山形屋1号館7階社交室
17. 歴 代 ガ バ ナ ー	19ページ 21ページ
18. 歴 代 分 区 代 理	櫻美 四郎 (1967) 鮫島志芽太 (1970) 塘 一郎 (1972) 岡元健一郎 (1978) 川上鐵太郎 (1983) 福田 敏之 (1986)
(ガ バ ナ ー 補 佐)	海江田 卓 (2000)
19. 歴 代 会 長	19ページ 21ページ
20. 歴 代 幹 事	20ページ 22ページ
21. 名 誉 会 員	70ページ
22. 現 在 会 員	正会員89名
23. 平 均 年 齢	63.4才 最高 89才 最低 36才 80代 5名 70代 21名 60代 26名 50代 26名 40代 10名 30代 1名
24. 出 席 率	本年度目標94%
25. 入 会 金	35,000円
26. 年 会 費	190,000円
27. ビ ジ タ ー 会 費	1,900円
28. 会 報	毎週週報を発行
29. ロ ー タ リ ア ン 誌	「ロータリーの友」全員購読
30. ク ラ ブ 協 議 会	9回
31. ク ラ ブ フ ォ ー ラ ム	7回
32. インフォーマル・ミーティング	3回
33. 理 事 会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時
34. 委 員 長 会 議	年 2 回
35. 会 長 幹 事 会	市内…6回

○チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	櫻美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	

計24名

○マルチプル・ボール・ハリス・フェロー

故 (柴山 一雄) (1回)	池口 惠観 (3回)	玉川 哲生 (1回)
故 (小園 正人) (1回)	故 (坂元 明雄) (1回)	高井 敏治 (1回)
山下 健 (1回)	高山 義則 (1回)	故 (片平 可也) (1回)
故 (菅 富男) (3回)	山元 正明 (2回)	久保 真介 (1回)
長柄 英男 (1回)	古木 圭介 (1回)	竹下 洋 (1回)
岩元 基 (1回)		

以上 16名

○ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	故 (坂元 明雄)	須田 正己
故 (永松 實夫)	故 (菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋
山田 晴彬	海江田 卓	水流 洋	岩切 豊
長柄 英男	徳留 忠敬		

以上 14名

○メモリアル・コントリビューター

故 (菅 富男) 川平 建次郎
 坂元 美津子 (坂元明雄夫人) 小園 照子 (小園正人夫人)

以上 4名

○ボール・ハリス・フェロー

故 (塘 一郎)	柿市 高重	故 (藤安 辰造)	故 (牧田 健二)
故 (河井 時義)	故 (川村 洋)	故 (土橋 滋)	川上鐵太郎
故 (川田 恵一)	故 (徳澤 紀生)	故 (海老原利則)	有馬 志享
林 其為	故 (外西 寿彦)	故 (安田 正治)	池田 廣
故 (福田 敏之)	故 (岩元 紀彦)	村田 和雄	木治屋克己
上原 満	岩男 秀彦	中村 一雄	三角桂次郎
田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
故 (永松 実夫)	水流 洋	森永 茂樹	前田樹一郎
岩田 泰一	銚之原大助	竹下 威	福田 一郎
松田 忠臣	田崎 一郎	中川 宏	若松喜八郎
山下 和磨	江口 清隆	山田 晴彬	故 (板木 泰文)
玉利 賢介	樋渡 良一	佐伯 壽郎	本田 亨
海江田 卓	三反田藤男	山下 皓三	須田 正己
江夏 洋	故 (柴山 一清)	野添 良隆	有馬 戦男
中嶋 健	東郷 三郎	加藤 一徳	藤川 毅
故 (和田 武弘)	大浦 教一	田畑 勇	正 建二郎
故 (原田 隼男)	天本 美信	坂木 貞剛	藤安 秀一
岩切 豊	有村 仁志	徳留 忠敬	日高 好久
藤 裕己	福元 紳一	中園 雅治	川畑 宏二
南 徹	池田勝一郎	鮫島 信一	深尾 兼好

小田代憲一	秋月 宗近	庵木 英雄	故 (池田 千明)
桐明桂一郎	橋元 忠也	福島 徹郎	松田 健一
中村 英幸	西川 明寛	小山 幸義	川平建次郎
櫻美 義明	原 正親	濱田 悦郎	諏訪園 隆
小林 勉	床次 恵	濱崎 一郎	山之氏秀行
鮫島 雄司	内村 二郎	笠原 弘之	脇田 稔
小正 芳史			

以上 105 名

○ポール・ハリス準フェロー

故 (櫻美 四郎)	故 (岩元 健吉)	岩元 正二	故 (岡山 栄)
池田 穰	故 (永井 利承)	故 (浜田 馨)	中村 善治
光吉 正昭	久野 洋一	故 (崎元 行範)	故 (内山 光男)

以上 12 名

○米山功労クラブ

(第 1 回表彰) 1996. 12. 26	(第 4 回表彰) 2001. 6.
(第 2 回表彰) 1998. 6.	(第 5 回表彰) 2002. 11.
(第 3 回表彰) 2000. 11. 26	(第 6 回表彰) 2006. 6.

○米山功労者

玉川 哲生 (第 3 回)	高山 義則 (第 3 回)	故 (片平 可也) (第 3 回)
村田 和雄 (第 3 回)	故 (菅 富男) (第 3 回)	故 (小園 正人) (第 3 回)
山元 正明 (第 3 回)	染川 周郎 (第 3 回)	岩田 泰一 (第 3 回)
宇治野純章	岩男 秀彦	故 (永松 實夫)
竹下 威	岩切 豊	故 (坂元 明雄) (第 1 回)
徳留 忠敬 (第 2 回)	長柄 英男	山下 皓三
濱崎 一郎	原 正親	天本 美信
玉利 賢介	川平建次郎	

以上 23 名

○米山功労法人

(名)明石屋菓子店 (岩田 泰一)	育英社(株) (前田樹一郎)
竹下清蔵商店 (竹下 洋)	

○準米山功労者

故 (岩元 紀彦)	須田 正己	海江田 卓	有馬 戦男
故 (池田 千明)	山田 晴彬	若松喜八郎	水流 洋
銚之原大助	日高 好久	佐伯 壽郎	

以上 11 名

西ロータリー・クラブの推移

昭和	西 暦	ガ バ ナ ー	会 長	
38～39	1963～64	嘉村平八	初代	櫻美四郎
39～40	1964～65	町田秀実	2代	土橋英夫
40～41	1965～66	島津久厚	3代	塘 一 郎
41～42	1966～67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42～43	1967～68	向笠広次	5代	島津忠丸
43～44	1968～69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44～45	1969～70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
45～46	1970～71	八田 秋	8代	久保田彦穂
46～47	1971～72	小田一昭	9代	岩元正二
47～48	1972～73	東 博仁	10代	牧田健二
48～49	1973～74	杉原頼三	11代	川村 洋
49～50	1974～75	竹野 融	12代	新福栄熊
50～51	1975～76	後藤基彰	13代	福田敏之
51～52	1976～77	塘 一 郎	14代	岡元健一郎
52～53	1977～78	西田武雄	15代	河井時義
53～54	1978～79	吉村武文	16代	藤安辰造
54～55	1979～80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55～56	1980～81	福島親比古	18代	浜田 馨
56～57	1981～82	大久保圭一郎	19代	中村俊雄
57～58	1982～83	杉村 進	20代	久保政次
58～59	1983～84	丸田美德	21代	高井敏治
59～60	1984～85	田中千尋	22代	池田 廣
60～61	1985～86	外山三郎	23代	福田正臣
61～62	1986～87	岩澤光男	24代	中村善治
62～63	1987～88	池田卓郎	25代	小園正人
63～64	1988～89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1～H2	1989～90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2～H3	1990～91	今林重夫	28代	川田恵一
H3～H4	1991～92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4～H5	1992～93	本坊藏吉	30代	岩元紀彦
H5～H6	1993～94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6～H7	1994～95	佐々木典綱	32代	吉留 益
H7～H8	1995～96	竹内三郎	33代	岩元 基
H8～H9	1996～97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9～H10	1997～98	図師鎮雄	35代	高山義則

(歴代会長並びに幹事)

幹	事	会 員 数	平均年 齢	平均出席率
初代	川村 洋	35名	50.0才	99.18%
2代	高德 三蔵	44	49.0	99.11
3代	河井 時義	48	51.40	99.09
4代	藤安 辰造	46	52.70	98.81
5代	安楽 慶一郎	55	53.30	99.79
6代	柴山 一雄	58	53.00	99.92
7代	高井 敏治	61	52.80	99.92
8代	久保 政次	65	52.60	98.83
9代	田平 禮章	73	53.19	99.01
10代	浜田 馨	79	52.09	98.14
11代	外西 寿彦	75	54.30	98.73
12代	小山 幸義	79	53.80	97.91
13代	池田 廣	85	54.60	97.63
14代	中村 善治	86	55.70	95.49
15代	小園 正人	90	57.10	96.52
16代	三角 桂次郎	87	56.45	96.59
17代	川田 恵一	88	57.25	96.92
18代	光吉 正昭	87	57.47	97.07
19代	徳澤 紀生	86	57.58	96.22
20代	水渕 清治	89	57.02	93.96
21代	木治屋 克己	85	57.18	93.75
22代	柿市 高重	81	58.27	92.05
23代	山下 皓三	86	58.23	93.31
24代	中尾 洋	85	57.63	95.36
25代	櫻美 義明	89	58.10	94.74
26代	岩元 基	91	58.05	94.06
27代	古木 圭介	90	57.97	93.21
28代	内山 光男	94	57.72	91.68
29代	上原 満	96	57.49	90.33
30代	玉川 哲生	99	57.91	91.94
31代	佐伯 壽郎	95	58.37	88.13
32代	江夏 洋	87	57.29	88.94
33代	中川 宏	87	57.86	90.62
34代	森永 茂樹	91	57.29	91.12
35代	榎田 浩典	92	57.37	92.65

西ロータリー・クラブの推移

昭和	西 暦	ガ バ ナ ー	会 長	
H10～H11	1998～99	鮫 島 哲 也	36代	海江田 卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上 繁	37代	太 原 春 雄
H12～H13	2000～2001	安 満 良 明	38代	山 元 正 明
H13～H14	2001～2002	大 淵 達 郎	39代	竹 下 威
H14～H15	2002～2003	海江田 卓	40代	水 流 洋
H15～H16	2003～2004	吉 松 成 人	41代	片 平 可 也
H16～H17	2004～2005	三 木 靖	42代	岩 田 泰 一
H17～H18	2005～2006	菊 地 平	43代	山 下 皓 三
H18～H19	2006～2007	富 永 国 俊	44代	徳 留 忠 敬
H19～H20	2007～2008	田 村 智 英	45代	古 木 圭 介
H20～H21	2008～2009	安 満 良 明	46代	川 平 建次郎

(歴代会長並びに幹事)

幹	事	会 員 数	平均年齢	平均出席率
36代	岩 田 泰 一	96名	57.85才	91.91%
37代	村 田 和 雄	97	57.53	91.54
38代	川 平 建次郎	95	59.02	93.92
39代	須 田 正 己	91	60.02	91.03
40代	岩 切 豊	89	60.40	88.00
41代	染 川 周 郎	88	61.50	89.74
42代	江 口 清 隆	80	62.00	85.56
43代	深 尾 兼 好	81	62.40	84.54
44代	長 柄 英 男	91	62.30	79.44
45代	玉 利 賢 介	88	62.90	
46代	天 本 美 信	89	63.40	

S・A・A

S A A : 山元 將孝

副 S A A : 須田 正己

副 S A A : 蓑田 満康

基本方針

西ロータリークラブの伝統である、例会の気品と秩序を保ちながら、会員間の親睦を図ることのできる雰囲気づくりをする。

本年度の計画

1. 定刻開始、終了時間厳守に努める。
2. 会長、幹事、委員長と連絡を密にし、例会の準備設営を行う。
3. 親睦委員会と協力して、受付や新入会員への心配りに気をつけ、明るく活気ある例会にする。

クラブ奉仕委員会

委員長：野添 良隆

委員：中村 英幸，高山 義則，濱田 悦郎，佐伯 壽郎，
山田 晴彬，森 俊英，海江田 卓，上村 國博，
桐明桂一郎，小林 勉，大山 康成

基本方針

クラブ奉仕は、ロータリーが、先ず親睦活動から職業奉仕、そして社会奉仕を展開して、国際奉仕などから人の役に立ちたいと発展した奉仕活動と理解し、これらに所属する委員会が活動できるように協力と融和を計る。

本年度の計画

1. 伝統に基づく明るく楽しいクラブを目指し、親睦と友情を深める。
2. 例会出席の意義自覚を徹底させホーム出席率の更なる向上に努める。
3. クラブ奉仕委員会を適時開催して横の連絡を密にする。

会 員 増 強 委 員 会

委員長：中村 英幸 副委員長：田中 藤雄
委 員：玉川 哲生，森永 茂樹

基 本 方 針

クラブの円滑な運営、活性化等のため、バランスの取れた人員構成が不可欠であり、1人でも多くの会員増強に努力します。

本年度の計画

1. 未充填の職業分類にふさわしい会員候補の増強を目指したい。
2. 会員全員で増強に努めましょう。

会 員 選 考 委 員 会

委員長：高山 義則 副委員長：岩元 基

基 本 方 針

会員に推薦されたすべての者を個人的な面から推薦者の意見を基に検討し、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、すべての申し込みに対する委員会の決定をすみやかに理事会に報告する。

本年度の計画

1. 入会希望推薦されたら適性を検討し、速やかに理事会に報告する。
2. 会員増強委員会、職業分類委員会との関係を密にして、ロータリークラブの主旨に賛同し、奉仕活動に協力的な会員の選考と会員増強に努める。
3. 入会後も助言・指導に努め、退会防止にも努力する。

職業分類委員会

委員長：濱田 悦郎 副委員長：松田 忠臣
委員：田畑 勇

基本方針

会員の職業分類表を作成し、これに対する職業分類上から見た未充填職業を検討し、会員構成の改善点があれば、理事会および関連委員会に提言してゆく。

本年度の計画

1. 昨年に引き続き、現会員の職業分類を再度調査して実情を把握した上で、今の時代とロータリー規約に合った分類表を提案して全ての会員がロータリーライフを楽しめるようにしたい。
2. 会員増強(委)、会員選考(委)と協議をしながら委員会活動をしていきたい。

出席委員会

委員長：佐伯 壽郎 副委員長：宮原 優
委員：田中 寛吉

基本方針

例会の出席率向上に努めます。

又、各委員会と連携・協力し、会員間の相互理解を促進し、楽しいクラブづくりに努めます。

本年度の計画

1. メークアップの奨励。
2. 欠席の多い会員への連絡。

親 睦 委 員 会

委員長：山田 晴彬 副委員長：町田 猛
委 員：村田 和雄，竹下 洋，江口 清隆，小田代憲一，
池田勝一郎，櫻美 義明，迫田 英介，加藤 伸一，
鮫島 雄司，松本 吉弘，笠原 弘之，小正 芳史，
海江田嗣人

基 本 方 針

会員相互の親睦を図ることを目的とし、会員間の集いをより充実するため、各委員会と連携を図りながら各種の行事を計画すると共にクラブの活性化と全員が参加出来る様な雰囲気づくりに努める。

本年度の計画

1. SAAと協力を図り有意義な例会づくりに努め、ニコニコBOXの件数を増やす。(ネームプレートやメンバーを温かく迎え入れる)
2. 西ロータリーの各種行事に積極的に参加し、各メンバーとの交流を図る。
3. ゴルフコンペを企画し会員間の親睦を図る。
4. 夜の例会及び交流会を計画する。
5. ふれあいの行事を計画して交流、親睦を深める。(年に2回程度)

ロータリー家族委員会

委員長：森 俊英 副委員長：日高 好久
委 員：有馬 戦男，濱崎 一郎，久保 真介

基 本 方 針

まず第一に会員同士が一層の親睦を深め、更に新会員や会員家族がロータリー活動を理解し、馴染めるような企画を立案する。また、プロバスクラブ、ローターアクトとの交流も促進する。

本年度の計画

1. 観月会へのご夫人の参加を呼びかける。
2. クリスマス家族会への会員家族の積極的な参加と盛り上げの企画を図る。
3. ボランティア活動(海浜清掃等)への会員家族の参加を呼びかける。

ロータリー情報委員会

委員長：海江田 卓 副委員長：古木 圭介
委員：高井 敏治，福田 正臣

基本方針

ロータリーの奉仕について会員の知識と理解と責任感を涵養し、クラブや委員会あるいは個人としての奉仕活動がロータリーの綱領に則り、発展的目標にかなった計画の下に実施されるよう必要な情報の提供を行う。

本年度の計画

1. 会員候補者にロータリーの目的、歴史、規模、活動内容、特に入会後の会員の特典と責務について説明を行う。
2. 会員特に新会員にはロータリーの歴史、綱領、定款、細則、規模、活動など、また地区やR Iの組織管理などについても情報を提供する。
3. イ、ロ、の計画を推進するために毎月1回の学習会に入会3年未満の会員の参加を強力に働きかける。
4. 毎週の例会に於いても随時新しい情報を紹介する。

会報・雑誌委員会

委員長：上村 國博 副委員長：坂木 貞剛
委員：染川 周郎，諏訪園 隆

基本方針

1. クラブ週報を発行する。
2. ロータリーに関する雑誌を紹介する。
上記2点を実行することにより、会員の関心を促し、出席の向上を計り、親睦を増強し、会員のロータリー教育に寄与する。

本年度の計画

1. 週報の発行 (ア) 前回の例会の重要事項の報告
(イ) 次回の例会のプログラムの発表
(ウ) その他、基本方針に沿った記事の掲載
2. 雑誌の紹介 (ア) 「ロータリーの友」等の雑誌の重要記事の紹介
(イ) 雑誌への関心を喚起する
(ウ) ロータリー関係雑誌への寄稿を心がける

プログラム委員会

委員長：小林 勉 副委員長：大野 達郎
委 員：前田樹一郎，坂口 辰郎

基本方針

1. 例会出席率の向上に寄与出来る魅力あるプログラムを編成、実行する。
2. 委員会メンバーだけでなくクラブ会員全員からの紹介を頂く。
3. 卓話は勿論、特技や知識の披露等を含め会員相互を知る機会を設ける。

本年度の計画

1. ゲスト卓話、会員卓話をバランス良く折り込みたい。
2. 卓話以外の例えば音楽(歌、演奏)など、内容にバラエティを持たせたい。

広報委員会

委員長：大山 康成 副委員長：長柄英男
委 員：前田 義博，池口 恵観

基本方針

ロータリーが末永く成長を続け、奉仕を行っていくために、当クラブの理念や奉仕活動内容を会員はもちろん地域社会の数多くの人々に伝え、理解を得られるように積極的な情報発信を行う。

本年度の計画

1. IT委員会と協力し、ホームページの充実を計り情報発信の強化に努める。
2. 週報・ホームページを活用し、クラブ内の理解に努める。
各委員会活動の情報を集める。
3. 地元マスコミと連携を深める。

I T 委 員 会

委員長：桐明桂一郎 副委員長：川畑 宏二

委 員：床次 恵, 江夏 洋

基 本 方 針

クラブ内外への情報発信の有力な手段として前年度に引き続き、ホームページの中身の充実に努める。会員はもちろん、外部からもアクセスしたくなるような魅力あるホームページを目指す。

同時に、当クラブに残されている貴重な資料の電子保存の実現に向け、具体化を進める。

本年度の計画

1. 会員全員でつくるホームページを目指す。そのためにホームページへの会員の参加意欲、アクセス意欲を高めてもらうよう、工夫していく。
2. コンテンツの充実、とりわけ会員各位の趣味を生かした面白いコンテンツの開発に力を入れる。
3. 資料の電子永久保存化が当クラブの重点課題の一つに位置付けて頂くよう働きかけていく。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：中園 雅治 副委員長：藤安 秀一

委 員：岩男 秀彦, 山元 正明

基 本 方 針

クラブ内外の先進企業（公的機関も含む）を訪問見学し、普段ふれることのない異業種の現場を勉強する。併せて優良社員の表彰を行う。ロータリアンの行動指針である四つのテストを毎月1回、例会時に唱和する

本年度の計画

1. 先進企業訪問、社員表彰。
2. 例会時、四つのテスト唱和。

ボランティア委員会

委員長：岩切 豊 副委員長：鮫島 信一
委員：田中 藤雄，岩元 基，松田 忠臣，宮原 優，
町田 猛，日高 好久，古木 圭介，大野 達郎，
坂木 貞剛，長柄 英男，川畑 宏二，藤安 秀一，
七枝 敏洋，竹下 威，山下 皓三，山之氏秀行，
南 徹，岩田 泰一，深尾 兼好

基本方針

「夢をかたちに」とのR I会長のテーマのもと、クラブ運営される、川平建次郎会長の方針に基づき、ボランティアの何たるかを見極め、職業奉仕委員会の指導に則り活動する。

本年度の計画

1. ロータリークラブにおけるボランティアの意味する所を学習し、クラブとしての統一した見解を会員と再確認する。
2. 1. の確認事項に基づきボランティア奉仕活動としてふさわしいものを見極める。
3. 2. の見極めた活動にクラブとして奉仕活動する。

(注) 07～08年度は“渚の集い”を実施した。本年度はどのような形態が良いか併せて協議する。

社会奉仕委員会

委員長：深尾 兼好 副委員長：七枝 敏洋
委員：徳留 忠敬，庵木 英雄

基本方針

世代を超越して地域社会とのコミュニケーションを図り、クラブ会員一人ひとりの実践活動を支援するとともに、総力を結集した社会奉仕活動の実現に努力する。

本年度の計画

1. 4世代フォーラムの実施。世代間コミュニケーションギャップをなくすため、新世代(インターアクト・ローターアクト)、プロバスクラブとの連携を図り、討議の場をつくる。
2. プロバスクラブとの協力・協調を深める。
3. ゆうかり学園の訪問。
4. ロータリー賞の推薦。感謝しながらも見過ごしている個人やグループの社会奉仕活動を紹介し、表彰する。

新 世 代 委 員 会

委員長：脇村 太夫 副委員長：竹下 威
委 員：銚之原大助, 大福 厚範

基 本 方 針

新しい世代を担うべき青少年が、今、何を考え、何をしたいかという思考行動についての理解を深め、新世代関連各委員会と連携を図りながら青少年の育成に努める。

本年度の計画

1. インターアクト委員会、ローターアクト委員会と連携を取りながら、インターアクト・ローターアクト活動を支援していく。
2. 奉仕活動や各種研修活動・会議等に積極的に参加し、青少年との交流を深める。

ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長：鮎川 吉弘 副委員長：山下 皓三
委 員：内村 二郎

基 本 方 針

ローターアクト会員との親睦を深める。各種のローターアクト活動に参画し、活動の充実と活性化を図る。会員増強に協力・支援する。

本年度の計画

1. ローターアクト例会への参加（月2回）
2. ボランティア清掃作業への参加
3. バザーへの協力
4. アクト会員とロータリー会員との親睦会実施
5. ローターアクト年次大会への参加

インターアクト委員会

委員長：末吉 政宏 副委員長：山之氏秀行

委員：有村 仁志, 福元 紳一

基本方針

鶴丸高校・鹿児島高校の顧問教師との交流に努め、また地区委員会との連携を図り現状把握をしっかりと行う。その上で、次世代を担うインターアクト生が、地域社会への奉仕・国際理解と親睦の輪が広げられるように支援体制をとっていきたい。

本年度の計画

1. 第44回インターアクト年次大会への参加
2. 職業選択フォーラムの開催(鹿児島高校)
3. 委員会活動の活性化を図る
4. インターアクト提唱高校の学校長・顧問教師とインターアクト委員との交流会の開催

国際奉仕委員会

委員長：玉利 賢介 副委員長：南 徹

委員：藤川 毅

基本方針

ロータリー活動を通じて、国際理解と親善を推進する。

本年度の計画

1. サンタローザ友好協会主催の青少年交換プログラムの支援をする。
2. GSEプログラムに協力する。
3. インターアクト、ローターアクト委員会と協力し国際交流を推進する。
4. 国際奉仕に関して、会員の理解を深め、情報を提供する。
5. 2月の世界理解月間には会員の理解を深めるため、卓話者をお願いしたい。

ロータリー財団委員会

委員長：水流 洋 副委員長：岩田 泰一

委員：太原 春雄

基本方針

ロータリー財団の事業への理解を会員の方々により深く理解していただき、一層の協力をいただけるよう努力し、寄付の増加を目指す。

本年度の計画

1. 学習会における財団についての研修。
2. ポール・ハリス・フェロー、準フェロー、マルチプル・フェロー、ベネファクターの増加に向けて努力する。
3. 前項の目的を達成するため、寄付状況を明示して協力を要請する。

米山奨学委員会

委員長：原 正親

委員：水淵 清治

基本方針

- 米山記念奨学会の目的及び活動状況を説明し、会員の理解を得て寄付金の増大を図る。
- 一人5,000円の普通寄付は継続する。

本年度の計画

1. 学習会等で積極的に制度への理解を深める。
2. 米山功労者、米山功労法人の拡大を図るため、準米山功労者への協力を呼びかける。
3. 米山奨学生を紹介し、米山記念奨学会への協力を呼びかける。

2008. 07. 01

鹿児島西ロータリー・クラブ

川平 建次郎

定款と細則の改定について

— 鹿児島西ロータリー・クラブ —

2007年の規定審議会決定を受けて、鹿児島西ロータリー・クラブの「定款」と「細則」を改定し、併せて「理事会決定によるメイクアップの対象」を指定した。

経過の報告：

- ① 2008年01月16日、本クラブ例会で改正する旨承認された。
- ② 2008年01月16日、本クラブ理事会で改正する旨承認された。
- ③ 2008年01月16日～2008年03月12日、
「標準ロータリー・クラブ定款」と「推奨ロータリー・クラブ細則」を基本として、
RI日本事務局奉仕室の大木光男様とメールで、相談しながら作成した。
- ④ 2008年03月12日、RI日本事務局の確認を受けた。
- ⑤ 2008年04月09日、本クラブ理事会で改正案が承認された。
- ⑥ 本クラブの定款と細則は、2008年07月01日から有効となる。

改定の視点：

- ① 基本的には鹿児島西ロータリー・クラブの従来 of 体制を継承した。
- ② 四大奉仕委員会を常任委員会とした。
- ③ 常任委員会の委員長(理事)は、常任委員会の任務の中の特定分野を担当するすべての委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- ④ 常任委員会の任務の中の特定分野を担当するすべての委員会の委員長が、その所属する常任委員会の委員長と密に情報交換をし、委員会活動の仕事を理事会に報告し、例会で紹介するなど、委員会活動に関する情報の周知徹底を図ることによって、すべての会員が仕事に参加しやすくなるようにした。

その他：

- ① 田村智英地区ガバナーから通達(2007. 12. 20付)があった。
「出席率の算定方法」が変わり、出席規定の免除を受けている会員も例会に出席することによって、例会の出席率向上に寄与することが明白となった。
- ② 「理事会決定によるメイクアップの対象」を理事会で決定した。(2008. 05. 14)

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地

本クラブの所在地域は、鹿児島市および垂水市とする。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準

である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深めあらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

第6条 会合

第1節 例会

(a) 日および時間

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更

正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日、または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消

例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 一般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 正会員

R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席ことができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 — 公職に就いている人

一定の任期の間、選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で、一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業、または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 — 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、

会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I 理事会またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中、他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、

- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — R I 役員の欠席

会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第6節 — 出席の記録

本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。

第10条 理事および役員

第1節 — 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会

員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事は、各会員に対して当該提訴の予告をしなくてはならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他

クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 — 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席

(a) 出席率。会員は、

- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
- (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由がある

と認めない限り、終結することがある。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節および「四つのテスト」とする。

(b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14

日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、

当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、

- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、
理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的主題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務

R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本ク

ラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、R Iの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起これり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停

このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって進められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。

さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、

かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してR I 理事会に意見を述べることができる。

(付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年03月12日、R I 日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

*注：推奨ロータリー・クラブ細則は、単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事柄に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案をRI事務総長に提出して、RI理事会の審議を乞わなければならない。

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち、理事会の裁量により、《本細則 第3条 第2節 に規定された通り》役員(理事)5名[会長、幹事、会計、会場監督および副会長(会長エレクト・クラブ奉仕委員長)]および理事6名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代委員長、副幹事および直前会長)の11名からなる理事会メンバー(理事)で、理事会を構成する。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 役員および理事の選出

- (1) 役員を選出すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員(会長)は会員に対して、6名の役員エレクト[即ち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次年度がスタートすると会長エレクト・副会長)、次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)、次年度幹事、次年度会計および次年度会場監督]、および4名の理事エレクト(即ち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代委員長)を指名することを求めなければならない。
- (2) その指名は、クラブの決定するところに従って立候補あるいは会員間の推薦または理事会の推薦によるものとする。
- (3) 適法に指名された候補者は、年次総会において審査される。
- (4) 年次総会において出席者の過半数をもって承認された候補者が、それぞれ該当する

役職(役員および理事)に当選したものと宣言される。

- (5) 前記の方法で選出された次々年度会長候補者は、会長ノミネー(副会長)となる。会長ノミネーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクト(副会長)の役職名が与えられる。即ち、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクト(副会長)として理事会のメンバーを務め、会長エレクト(副会長)として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。

第2節 理事会の構成

選挙された役員(理事)5名[会長、幹事、会計、会場監督および副会長(会長エレクト・クラブ奉仕委員長)]および理事6名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代委員長、副幹事および直前会長)の11名からなる理事会メンバー(理事)で、理事会を構成する。

第3節 役員および理事の欠員補填

理事会(11名の理事会メンバー)またはその他の役職(委員会委員長等)に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトおよび理事エレクトの欠員補填

役員エレクト(6名)または理事エレクト(4名)の地位に生じた欠員は、残りの役員エレクトおよび理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

- (1) 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、会長から委託された会長経験者が、本クラブの会合(例会等)において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)

- (1) 理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、例会等の会合において、会長代理(会長経験者)を補佐し、本クラブの理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第3節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更

報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第4節 会計

(1) すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。

(2) この年次総会において次年度の役員および理事の選出を行わなければならない。

(注：本クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

第2節 例会

(1) 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。(定例会)

(2) 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

(3) 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または本クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは本クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。(出席またはメイクアップの義務)

第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会

(1) 定例理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。

(2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会の定足数

理事(11名)の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

(1) 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。ただし、本クラブ定款第11条の規定(ただし書き)に該当する場合はこの限りではない。

(2) 社用(転勤等)により退会した会員(身分は個人会員)の職務を受け継いだ者(身分は個人会員)が入会する場合、入会金の納付は免除されるものとする。(ロータリーでは

法人会員はない)

第2節 会費

会費は年額190,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(a) 会期中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と年会費の残存月額分を納入すべきものとする。(1,000円未満は切捨て)

(b) 会期中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が、会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分からあとの残存月額分を返還する。入会金は返還しない。(1,000円未満は切捨て)

(c) 名誉会員への対応

本細則第13条第7節により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除される。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、^{*}口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(※注：口頭による採決とはクラブの表決が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 総説

(1) 本クラブの各委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力することが推奨される。

(2) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会

- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会

第2節 委員会の設置

- (1) 会長は、理事会の承認の下に常任委員会の任務の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。
- (2) 継続性を保持するため、可能であれば同じ委員会を数年間継続的に務めるよう、委員会委員を任命することが推奨される。
- (3) 会長エレクトおよび幹事エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

●クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会は、副会長(会長エレクト)をクラブ奉仕委員長とし、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を委員として構成される。
- (b) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
 - ・会員増強委員会
 - ・会員選考委員会
 - ・職業分類委員会
 - ・出席委員会
 - ・親睦委員会
 - ・ロータリー家族委員会
 - ・ロータリー情報委員会
 - ・会報・雑誌委員会
 - ・プログラム委員会
 - ・広報委員会
 - ・IT委員会
- (c) 会長は、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (d) 会長は、クラブ奉仕委員会の特定分野を担当する各委員会の設置について、本クラブ細則第9条第1節の規定に基づき、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または、1名または数名の委員を2ヵ年または3ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせるものとする。
- (e) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、おのおの3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命す

るものとする。

- (f) 会報・雑誌委員会は、クラブ週報の編集・刊行を行うこととし、可能である限り地元新聞または広告関係の会員を委員の中にも含めるものとする。

●職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会は、職業奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は、理事会の承認の下に職業奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

・ロータリーボランティア委員会

- (c) ロータリーボランティア委員会は、クラブ奉仕委員会とロータリーボランティア委員会を除くすべての委員会の副委員長が委員として構成される。

●社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会は、社会奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は理事会の承認の下に社会奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。

・新世代委員会

- (c) 新世代委員会は、平和で健全な次世代社会の構築を託す年齢30才までの若い人の、保護と育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (d) 会長は理事会の承認の下に新世代委員会の中の特定分野を担当する委員会として、18才未満を担当するインターアクト委員会と、18才から30才を担当するロータリーアクト委員会を設置し、新世代委員会に監督、調整させる。

・ロータリーアクト委員会

・インターアクト委員会

- (e) 「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた表彰制度である。鹿児島西ロータリー・クラブは、昭和40年3月を第1回として、『社会の目立たないところで、誠実にまた継続的に、意義のある社会奉仕活動を続けている個人あるいは団体を顕彰する制度』である「ロータリー賞」を創設し、クラブ内の推薦委員会および理事会の選考を経て受賞者を決め、毎年クラブ創立記念日前後のクラブ例会で表彰式を行っている。

・ロータリー賞推薦委員会

- (f) ロータリー賞推薦委員会は、クラブ奉仕委員会委員長を委員長とし、社会奉仕委員会委員長を副委員長とする委員会で、職業奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長および新世代委員会委員長を委員として構成される。
- (g) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会

の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

●国際奉仕委員会

(a) 国際奉仕委員会は、国際奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。

(b) 会長は理事会の承認の下に国際奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

・ロータリー財団委員会

・米山記念奨学会委員会

(c) 米山記念奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山記念奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。

(d) 米山記念奨学会は、ロータリー米山奨学生の世話と、財団法人ロータリー米山奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励を任務とする。

第10条 委員会の任務

第1節 総説

- (1) 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI資料を参照するものとする。
- (2) 奉仕プロジェクト委員会(委員長会)は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。
- (3) 会長エレクト(クラブ奉仕委員会委員長・副会長)は、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第2節 各委員会の任務

●クラブ奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施することを任務とする。
- (2) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。
- (3) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) 会員増強・維持委員会

- ・この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、クラブがバランス良く構成されるために、適当な成人の入会を勧誘し、理事会に推薦する。
- ・入会候補者の推薦に当たっては、国際ロータリー定款第5条(会員)を参照する。
- ・この委員会は、現会員が会員を継続できるように包括的な計画を立て、理事会の承認のもとに実施する。

(b) 会員選考委員会

- ・この委員会は、会員に推薦されたすべての候補者を、個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位ならびに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。
- ・すべての申し込みに対する委員会の決定は、理事会に報告しなければならない。

(c) 職業分類委員会

- ・この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。
- ・この委員会は、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。
- ・この委員会の課題となるあらゆる職業分類の問題については、理事会と協議しなければならない。

(d) 出席委員会

- ・この委員会は、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること(これには地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案するものである。
- ・この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに勤めるものとする。

(e) 親睦委員会

- ・この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(f) ロータリー家族委員会

- ・この委員会は、ロータリー・クラブがすべての支援者(ロータリアンとその家族、退会者、物故者およびその配偶者その他)にも心を配るにあたって、その方策を考案し、実行するよう努めることを任務とする。

(g) ロータリー情報委員会

- ・この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供するという任務をもつ。
- ・入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブ学習会を主宰する。

(h) 会報・雑誌委員会

- ・この委員会は、クラブ会報委員会と、雑誌委員会を兼務する。
- ・この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を增強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。
- ・この委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主宰し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕ならびにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(i) プログラム委員会

- ・この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、理事会の承認を受け、手配する。

(j) 広報委員会

- ・この委員会は、広く一般の人々にロータリーについての情報を提供し、本クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報宣伝する方策を考案し、これを実施するものである。

(k) IT委員会

- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブのホームページを管理監督するものである。
- ・ホームページへの掲載に当たっては、理事会の承認を受ける必要がある。
- ・ホームページに掲載された記事等の著作権は投稿記事の著者と鹿児島西ロータリー・クラブに帰属する。

●職業奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各

会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。

(2) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリーボランティア委員会

- ・この委員会は、全ロータリアンに向かって、ロータリーのモットーである「超私の奉仕」の実践、即ち、ロータリアンによるボランティア活動をとおして地域社会に奉仕する目的をもって設立された委員会であり、ボランティア活動のプログラムを準備し、手配する。
- ・この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および新世代委員会と協力するものとする。

●社会奉仕委員会

(1) この委員会は、「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」、および「協同奉仕」等に関心を寄せ、本クラブの社会奉仕活動に関して、積極的な方策の考案と実践を模索する。

(2) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱して設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援する。

(3) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) 新世代委員会

- ・この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- ・手続要覧2007 p95によれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確かなものとするために、新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのR I構成プログラムとは、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラムおよび青少年交換である。奉仕の機会に関する項目の内容(例えば、危機下の児童擁護、保健、識字・計算能力向上)もまた新世代のニーズに取り組む。」とある。
- ・この委員会は、新世代委員会活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。

- ・この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会と協力するものとする。
- ・新世代委員会委員長は、新世代委員会の諸活動全部に対して責任をもち、かつ新世代委員会の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(i) ローターアクト委員会

- ・手続要覧2007 p98によれば、「ローターアクト・プログラムは、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識と技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにある。(ロータリー章典41.020.1.)」とある。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鹿児島西ローターアクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。

(ii) インターアクト委員会

- ・手続要覧2007 p96によれば、「インターアクト・クラブは、奉仕活動と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は、高校に在学中の学生または年令14才から18才までの若い人である。新しいインターアクト・クラブの創立会員数は、最低15名であると推奨されるが、これは義務付けられているものではない。(ロータリー章典41.010.)」とある。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターアクト・クラブ」および「鹿児島高校インターアクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。

(b) ロータリー賞推薦委員会

- ・この委員会は、ひろく一般市民の中から「ロータリー賞」受賞の該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつ。

●国際奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄について、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものである。
- (2) 国際奉仕委員会委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリー財団委員会

- ・ 手続要覧 2007 p125 によれば、「国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立案および細則に従って、ロータリー財団運営委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第8部に、ロータリー財団細則および法人設立案抜粋が載っている。」「ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解の平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。それは具体的にRI理事会と管理委員会が、ポリオ・プラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的および文化的プログラムを強調し充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を支給し、人々の間の平和な関係を深めるためにプログラムを拡充することである。(ロータリー財団章典1.040.)」とある。
 - ・ この委員会は、全ロータリアンに「ロータリー財団」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (b) 米山記念奨学会委員会
- ・ 財団法人「ロータリー米山奨学会」によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持の貢献することを目的とする。」とある。
 - ・ この委員会は、全ロータリアンに財団法人「ロータリー米山奨学会」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー米山奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- ・ その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。
 - (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
 - (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
 - (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会

の仕事は監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節 予算書の作成

(1) 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

(2) 予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 資金の預金

(1) 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

(2) クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は、権限を持つ役員3名(会長、幹事と会計)の署名、捺印する伝票に基づき、会計の署名捺印する小切手または銀行振り込みもしくは現金をもって支払われるものとする。

第4節 勘定書の監査

本クラブのすべての資金業務処理は、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金の安全管理と保証

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 会計年度

- (1) 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。
- (2) 人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第7節 特別会計

- (1) 鹿児島西ロータリー・クラブ特別会計の資金運用は、鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度のみに活用でき、単年度事業には運用できない。
- (2) ただし、理事会の承認した3年以上の事業計画には活用できるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 会員候補者の推薦

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された入会候補者(ロータリーでは法人会員がなく、すべて個人会員)の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。
- (2) 移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。
- (3) この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 会員候補者の資格の確認

理事会は、その被推薦者(入会候補者)が本クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 会員候補者への入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は結果を推薦者に通告しなければならない。

第4節 入会の承認を受けた入会候補者への入会前の対応

- (1) 理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員長、幹事または推薦者は、被推薦者に対して、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。

- (2) この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員候補者の入会の確定

- (1) 被推薦者(入会候補者)についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本クラブ細則に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。
- (2) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者(入会候補者)は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会式

- (1) このような手続きが終了した後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員(新入会の会員)に対して、幹事の準備する「会員証」を発行し、ロータリー情報委員会の準備する「ロータリー情報に関する資料」を提供するものとする。
- (2) 会長もしくは幹事は、新入会の会員に関する情報を、RIに報告しなければならない。
- (3) 会長、幹事またはロータリー情報委員会委員長は合議の上で、当該新入会の会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員1名を指名しなければならない。
- (4) 会長または幹事は、同新入会の会員を、いずれかの奉仕委員会または役目に配属する。

第7節 名誉会員の推薦

理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けた上で、本クラブ定款第7条第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

第14条 決議

- (1) 本クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。
- (2) かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。
- (3) 退会を希望する会員は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

第15条 議事の順序

- ・開会宣言

- ・ 来訪者の紹介
- ・ 来信、告示事項、およびロータリー情報
- ・ 委員会報告(ある場合)
- ・ 審議未終了議事
- ・ 新規議事
- ・ スピーチその他のプログラム
- ・ 閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年03月12日、RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年、1月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリー・クラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったもの限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥20,000と15,000相当のお花、死亡広告（ただし、ご遺族の了解を得た場合）
2. 夫 人 ¥20,000と¥15,000相当のお花
3. 父母又は子女 ¥10,000と¥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリー・クラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

(基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

(奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリー・クラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

(奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

(奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は理事会に於いて決定する。

(附則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

充填及び未充填職業分類表

2008年7月

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
1	農 機 具 工 業	31	園 芸
2	農	32	ホ テ ル ・ リ ゾ ー ト 及 び レ ス ト ラ ン
3	冷 暖	33	施 設 及 び 病 院
4	畜 産	34	保 険
5	団 体	35	鉄 鋼 業
6	自 動 車 工 業	36	宝 石 ・ 貴 金 属
7	酒 精 飲 料	37	洗 濯 及 び 装 置
8	清 涼 飲 料	38	法 律 業
9	放 送	39	皮 革 工 業
10	建 築 材 料	40	機 械 及 び 装 置
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	動 物 性 食 品
12	化 学 工 業	42	医 療 器 具 及 び 機 械
13	被 服 工 業	43	医 師
14	通 信 事 業	44	薬 劑 師
15	菓 子	45	金 属 工 業
16	建 設 業	46	鋳 油 工 業
17	綿 業	47	楽 器 用 品
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	事 務 用 品
19	教 育	49	光 学 製 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	塗 料 及 び 装 飾
21	金 融	51	紙 工 業
22	芸 術	52	写 真 業
23	消 防 及 び 防 火	53	物 理 療 法
24	漁 業	54	印 刷 及 び 出 版
25	食 品 工 業	55	宣 伝 業
26	植 物 性 食 品	56	不 動 産 業
27	家 具 及 び 備 品	57	リ ク リ エ ー シ ョ ン
28	ガ ス 工 業	58	冷 凍 業
29	ガ ラ ス 工 業	59	宗 教 業
30	金 物	60	ゴ ム 工 業

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2008年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	船 舶 及 び 航 海 用 具	66	車 輛 工 業
62	絹	67	上 下 水 道 及 び 灌 漑
63	石 材 工 業	68	木 材 工 業
64	倉 庫	69	羊 毛 工 業
65	運 輸	70	サ ー ビ ス 業

関連分類 70種（内充填36，未充填34種）

分 類 153種（内充填81種，未充填72種）

会員総数 89名

内 訳 正 会 員 89名

(名 誉 会 員) 2名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
池 田 廣	放 射 線 科 医	放射線科池田診療所
小 山 幸 義	飲 食 業	

職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務先
1	農機具工業						
2	農芸						
3	冷暖房	冷暖房配布 空調設備	玉利賢介	(株)ナンセン			
4	畜産業						
5	団体	団体	海江田 嗣人	NPO法人「渚を愛する会」			
		社会教育 生活協同組合	小林 陸生	鹿児島大学生生活協同組合			
		自動車修理	佐伯 壽郎				
6	自動車工業	自動車部品製造	水 渕 清 治	水渕産業(株)			
		国産車販売					
		スマートフォン販売					
7	酒精飲料	酒類配布	小 正 芳 史	小正醸造(株)			
		焼酎製造業					
8	清涼飲料						
9	放送	民間放送	桐 明 桂 一 郎	(株)鹿児島放送			
		生コン製造・販売	町 田 猛 洋	(株)垂水生コン			
10	建築材料	産業機械配布	江 夏	(株)ニツク			
		公認会計士					
11	ビジネスサービス	税理士	德 留 永 茂	德留・岩元会計事務所			
		社会保険労務士	森 永 樹	社会保険労務士法人 ヒューマンサポート			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
12	化学工業	家庭薬配布	村田和雄	(株)ムラタ薬品		
13	被服工業					
14	通信事業	電話通信用工事 電話設備工事 情報サービス	末吉政宏 江口清隆	西日本電信電話(株)鹿児島支店 アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造 菓子材料配布	岩田泰一 迫田英介	(名)明石屋菓子店 壽屋製餡所		
16	建設業	道路建設 請負 コンクリート建築 建築設計 建築リース 港湾建設 建築コンサルタント 土木建築 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築 管工事 総合建築	須田正己 蓑田満一 濱崎一郎 諏訪園隆 有馬戦男 中村英幸 内村二郎 岩元基	(株)須田建設工業 みのだ設計 中央仮設(株) 坂本建設(株) 太陽熱温水器(株) (株)城山 内村建設(株) (株)カクイククス	川畑宏二 旭工業(株)	
17	綿業	綿製品配布				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
18	衣料及び雑貨	百貨店 紳士服オーダー 雑貨配布販売 婦人服輸入販売 外国語教育 高等美術教育 音楽教育 教古武備教育 予金融・経済教育 幼稚園学 大電	小林 勉 田 浩典 美 義明 原 優 宮 徹 南 卓 海江田 博 上 國英 村 木 樹 庵 前 一郎 山 元 孝 田 中 吉	(株)山形屋 (有)エノキダ洋服店 桜ビルディング(株) ブティックさち IBS外語学院 放送作家 鹿児島高校 大東流合気道術琢磨会 (株)育英社 FPドリーム鹿児島 学校法人共立学舎共立幼稚園		
19	教 育					
20	電気及び電子工業	電気	山田 晴 彬	山田電気(株)		
21	金 融	外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受業 証券引業 相互証券 証券取引 普通銀行	笠原 弘之 森 俊英	大和証券(株)鹿児島支店 (株)南日本銀行	加藤 伸一	鹿児島銀行 武町支店
22	芸 術					
23	消防及び防火					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下洋	(株)竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布	高井敏治			
		小麦粉配布	山元正明	河内源一郎商店(株)		
		種子製造配布	藤安一治	藤安醸造(株)		
		食料品配布	中園畑勇	(株)中園久太郎商店 ケイビー食品(株)		
26	植物性食品	中華材料配布	鮫島雄司	(株)サメシマ		
		醸造物製品	大山康成	鹿児島青果(株)		
27	家具及び備品	米配				
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀行	鹿児島酸素(株)		
29	ガラス工業	ガラス配布				
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・リゾート及びレストラン	飲食業 ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒房	脇村太夫	(株)西川グループ本社		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
33	施設及び病院	総合病院 私立病院 障害者施設 老人保健施設 老人福祉施設	小田代憲一 水流洋 前田義博	小田代病院 社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 社会福祉法人寿康会特別養護老人ホーム寿康園		
34	保険	火災保険 生命保険 介護保険 がん保険	松本吉弘 七枝敏洋 松田忠臣	日本生命保険(相)鹿児島支社 ソニー生命保険(株) 九州保険サービス(株)		
35	鉄鋼業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ				
38	法律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	染川周郎 福元一 竹下威	染川法律事務所 福元法律事務所 染川法律事務所		
39	皮革工業					
40	機械及び装置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造 肉類配布	玉川哲生	セイカ食品(株)		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務先
42	医療器具及び機械	医療機械配布	高山 義則 福田 正臣 山下 皓三 野添 良隆 濱田 悦郎	高山内科医院 清風病院 山下歯科 中央ビル野添歯科 城西歯科クリニック	太原 春雄	紫原たはら病院	
43	医 師	医 医 内 科 矯正 歯 科 歯 科 口腔 外 科 小 兒 齒 科 皮膚泌尿器科 耳 鼻 咽 喉 科 産 婦 人 科 整 形 外 科 放 射 線 科 外 科 循 環 器 科 医 療 法 人 眼 科 小 兒 科	川 平 建次郎 長 柄 英 男 鉦之原 大 助 有 村 仁 志 鮫 島 信 一 池 田 勝一郎	医療法人建星会 川平クリニック 植村病院 医療法人卓翔会 市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院 平和薬局			
44	薬 剂 師	調 剂 薬 局					
45	金 属 工 業	金 属 工 業					
46	鋁 油 工 業	製 油 配 布 エ ネ ル ギ ー 産 業	鮎 川 吉 弘	岩崎産業株			
47	薬 器 用 品						

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
48	事務用品	電子複写機配布 事務	床次 恵	(有)文具事務機の床次		
49	光学製品					
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷新聞発行 報道 データ加工サービス	坂木 貞剛 天本 美信 大野 達郎	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社		
55	宣伝	広告取 イベント企 看板製造 イベント設 営	深尾 兼好 原 正親	(株)シイツウ (株)舞研	坂口 辰郎	(株)花と設営のフタバ
56	不動産	不動産鑑定				
57	観光事業	観光事業	古木 圭介	(株)グローバルユースビューロー		
58	冷凍					
59	宗教	仏教 神道	池口 恵観 岩切 豊	烏帽子山最福寺 松原神社		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務先
60	ゴム工業						
61	船舶及び航海用具						
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布					
63	石材工業	墓石販売					
64	倉庫	倉庫業					
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸 陸上運輸	岩男秀彦	マリックスライン(株)			
66	車両工業						
67	上下水道及び灌漑						
68	木材工業						
69	羊毛工業						
70	サービス業	防犯システム 賃貸マンション管理業 ビル清掃 商事会社 ビルメンテナンス業 駐車場	日高好久 久保福厚 大田中藤雄	(株)タイムリー 鹿見島南映商事(株) 大成ビルサービス(株) (有)エムデンテクノパーキング	藤川毅	(株)芙蓉商事	

会 員 名 簿

2008年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
E										
榎田浩典	紳士服オーダー	(有)エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
江口清隆	電話設備工事	アイ電子工業(株)	代表取締役社長	890-0031	武岡五丁目51-25	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106
F										
福田正臣	公立病院	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0838	新屋敷町2-12 コブナ1-1 鹿島島404室	223-2092
深尾兼好	イベント企画	(株)シイソウ	代表取締役社長	892-0847	西千石町17-30 相互ビル5F	225-2711	225-2715	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
藤安秀一	醸造	藤安醸造(株)	代表取締役社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823	住吉町6-20	224-1069
藤川毅	ビルメンテナンス業	(株)芙蓉商事	代表取締役社長	892-0823	住吉町1-3	222-3100	222-3104	890-0082	紫原1-30-16	254-4126
福元伸一	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0828	金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007	伊敷台一丁目37-2	220-8600
H										
日高好悦	医療法人	医療法人卓翔会市比野記念病院	理事	895-1203	薩摩川内市樋脇町市比野3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0007	伊敷台一丁目37-3	228-6883
濱田悦一郎	賃貸マンション管理業	(株)タイムリー	代表取締役社長	892-0837	甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064	鴨池新町29-4-23	257-3747
濱崎一正	小児歯科	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷台2丁目16-23	229-8088
	建築リース	中央仮設	取締役会長	890-0003	伊敷6丁目7-35	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
	イベント運営	(株)舞研	代表取締役社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0150	坂之上1丁目12-7	262-1124

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
I										
イワモト 元基	綿製品配布	(株)カクイックス	相談役			261-4114	261-4800	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
イケエ 恵観	仏教	烏帽子山最福寺	主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	253-6440
イワヒデ 秀彦	海上運輸	マリックスライン(株)	代表取締役会長	892-0836	錦江町1-7	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
イワヒデ 秀彦	和菓子製造	(名)明石屋菓子店	長	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
イケダ 泰一	調剤薬局	平和薬局	長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
イワキ 勝一郎	神道	宗教法人松原神社	代表役員宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
イワキ 豊										
イワキ 豊										
イワキ 豊										
K										
コギ 圭介	観光事業	株グローバルユースビューロー	専務取締役	892-0842	東千石町2-13 山王ビル2F	222-2177	222-2177	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
コウカ 夏洋	産業機械配布	(株)ニットク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西3-3-25	257-5018
カイエダ 卓	高等学校		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
カワヒラ 建次郎	放射線科医	医療法人建星会川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エ/キダビルF	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
キリアキ 明桂一郎	民間放送	(株)鹿兒島放送(KKB)	相談役	890-8571	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-803	258-4505
カワハタ 宏二	建設設備	旭工業(株)	代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0082	紫原六丁目48-10	255-3462
コハヤシ 林勉	百貨店	(株)山形屋	常務取締役	892-8601	金生町3-1	227-6316	227-6318	890-0031	武岡4丁目33-14	282-2450
クボ 保真	商事会社	鹿兒島南映商事(株)	代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
K 小林 陸生 上村 國博 笠原 弘之 加藤 伸一 小正 芳史 海江田 副人	生活協同組合 教育 証券引受 普通銀行 焼酎製造業 団体	鹿児島大学生協同組合 鹿児島高等学校 大和証券(株)鹿児島支店 鹿児島銀行武町支店 小正醸造(株) NPO法人「渚を愛する会」	専務理事 学 校 長 支 店 長 支 店 長 支 店 長 理 事(薬店主)	890-0065 890-0042 892-0821 890-0063 891-0123 891-0114	郡元一丁目21-24 薬師一丁目21-9 金生町6-9 中央町11-1 卸本町7-5 小松原一丁目27-16-801	255-0131 255-3211 223-5141 256-1121 260-2970 266-5928	286-0095 258-0080 223-8160 250-0561 260-2973 0995-67-2338	890-0056 899-5431 892-0823 892-0817 890-0086 899-5421	下荒田二丁目6-15-105 始良郡始良町西餅田1211-1 住吉町3-8-305 小川町19-2-1104 日之出町16-12 始良郡始良町東餅田3828-6	253-0310 0995-66-4518 224-9389 253-0107 0995-65-4474
M 水 測 清 治 村 田 和 雄 森 永 茂 樹 前 田 樹 一 郎 松 田 忠 臣 南 徹 町 田 猛 森 俊 英 前 田 義 博 蓑 田 満 康 松 本 吉 弘 宮 原 優	自動車部品製造 家庭薬配布 社会保険労務士 予備校 ガン保険 外国語教育 生コン製造・販売 普通銀行 老人福祉施設 建築設計 生命保険 婦人服輸入販売	水 測 産 業 (株) (株) ム ラ タ 薬 品 社会保険労務士法人ヒューマンサポート (株) 育 英 社 九州保険サービス(株) I B S 外 語 学 院 (株) 垂 水 生 コ ン (株) 南 日 本 銀 行 本 店 社会福祉法人鶴巻会特別養護老人ホーム鶴巻園 み の だ 設 計 日本生命保険(株)鹿児島支社 ブ テ イ ッ ク さ ち	代表取締役社長 代表取締役社長 会 長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役 取締役頭取 理事長 施設長 代 表 支 社 長 店 長	890-0066 892-0846 890-0066 890-0055 892-0846 892-0816 891-2127 892-0816 891-1304 890-0031 890-0053 892-0842	真砂町88-11 加治屋町9-25 真砂町10-13 上荒田町22-3 加治屋町1-9 楠本寺第2ビル 山下町12-12 垂水市下宮町72番地 山下町1-1 本名町234 武岡三丁目7-5 中央町11-5 南国日生ビル4F 東千石町16-16 野崎ビル1F	256-3003 224-0185 256-6166 251-5071 222-3551 225-1311 0994-92-0823 226-1111 294-2510 281-4883 255-1101 224-0052	256-3003 224-0046 256-6177 250-2575 222-8538 227-2739 0994-39-4129 224-3201 892-3191 282-7680 255-1107 224-0052	890-0056 892-0871 890-0082 890-0054 891-0144 891-0102 891-2104 891-2104 892-0863 890-0031 890-0046 891-0144	下荒田二丁目33-16 吉野町10864-1 紫原六丁目53-18 荒田一丁目50-11 下福元町6306-13 星ヶ峯1-4-20 垂水市田神2349番地 西坂元町6-8-102 同左 西田3-6-8-302 下福元町4696-4	253-5289 244-4978 258-9311 257-3281 262-1193 265-1615 0994-32-0014 247-4504 281-3630 090-8765-8925 261-2871

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
N										
野添良隆	口腔外科医	中央ビル野添歯科	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	286-0095	890-0056	下荒田二丁目6-15-105	253-0310
長柄英男	循環器科	愛仁会植村病院	院長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730
中村英幸	商店建築業	山城	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
中園雅治	漬物製造	中園久太郎商店	代表取締役社長	891-0514	指宿市山川大1860-2	0993-34-1180	0993-27-6015	890-0013	城山1-30-17	225-4514
七枝敏	ファイナンスプランナー	ソニー生命保険株式会社	ファイナンスプランナー	890-0062	与次郎2-4-35-8F	250-6030	250-6033	890-0032	西陵4-7-7	282-7629
O										
小田代憲一	総合病院	医療法人恵徳会小田代病院	理事	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
大山康成	青果配布	鹿児島青果(株)	取締役副社長	891-0115	東開町11-1	267-3111	267-0181	890-0053	中央町32-3	254-6312
大野達郎	新聞発行	南日本新聞社	監査役	890-8603	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	890-0045	武二丁目43-5	258-4685
S										
佐伯壽郎	自動車修理	ネッツトヨタ鹿児島(株)	顧問	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0047	常盤二丁目7-16	258-3423
須田正己	コンクリート建築	須田建設工業(株)	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	田上二丁目35-5 第二エントランスビル201	256-2247
染川周郎	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233
坂木貞剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
諏訪園隆	建築	坂本建設(株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
櫻美義明	雑貨配布	桜ビルディング(株)	代表取締役社長	890-0053	中央町19-1	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
鮫島信一	小児科医	医療法人育成会数島小児科医院	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
迫田英介	菓子材料配布	壽屋製餡所	代表取締役	890-0072	新栄町4-19	254-1048	256-7801	890-0072	新栄町4-19	254-1048

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
S 坂口辰郎	イベント運営	(株)花と設営のフタバ	代表取締役	890-0056	下荒田1丁目43-34	251-2828	256-5555	891-0103	皇徳寺台4丁目50-6	265-3937
嶋雄司	米配	(株)サメシマ	代表取締役社長	892-0836	錦江町11-6	224-5533	223-3635	890-0045	武二丁目6-1	256-6958
末吉政宏	電話通信事業	西日本電信電話(株)鹿児島支店	ソリユーション 営業部長	892-0833	松原町4-26	227-9605	216-8104	890-0056	下荒田町二丁目29-10	
T 高井敏治	砂糖配	(株)タカイ	相談役					892-0846	加治屋町5-21	223-6453
太原春雄	内科医	紫原たはら医院	医師	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
玉川哲生	アイスクリーム製造	セイカ食品(株)	代表取締役会長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
水流洋生	障害者施設	社会福祉法人ゆかりゆかり学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
田中寛吉	幼稚園	学校法人共立学舎共立幼稚園	理事長	892-0804	春日町6-25	247-1304	247-1393	890-0011	玉里団地一丁目68-5	229-5249
竹下威	公証人	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
高山義則	内科医	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鴨池二丁目17-7	257-1407
竹下洋	水産物配布	(株)竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
玉利賢介	空調設備	(株)ナインセブン	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	250-0388	890-0054	同左	253-3300
徳留忠敬	税理士	税理士法人徳留・岩元会計事務所	会長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884
田畑勇	食品製造	ケイビー食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
床次恵	電子複写機販売	(有)文具事務機の床次	代表取締役	890-0002	西伊敷3丁目13-2	228-8408	229-9111	890-0002	真砂町4-4ロイヤルシティ銀行前 ナミ74501号	201-8115
田中藤雄	駐車場	(有)エムデンテクノノパークキング	代表取締役	891-1204	花野光ヶ丘一丁目23-12	228-9538	228-0359	891-1204	同左	228-0310

